

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「貸切バス」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）が乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送するバスのことをいう。
- (2) 「レンタルバス」とは、道路運送法第80条第1項の規定による自家用自動車の有償貸渡許可を受けた事業者（以下「レンタカー事業者」という。）が貸し渡す自家用マイクロバス（乗車定員が11人以上29人以下であり、かつ車両長が7m以下の車両に限る。）のことをいう。
- (3) 「民間貸切バス事業者」とは、市内に営業所を有する貸切バス事業者（公営企業を除く。）のことをいう。
- (4) 「レンタルバス利用者」とは、市内に営業所を有するレンタカー事業者からレンタルバスを借り受けたものをいう。
- (5) 「貸切バス利用運賃」とは、貸切バスのキロ制運賃と時間制運賃の合計額（貸切バスを隠岐汽船で航送する場合は、フェリー自動車航送運賃を含む。）をいい、消費税等を含まないものをいう。
- (6) 「レンタルバス利用料金」とは、次に掲げる経費をいう。
 - ア レンタルバスの有償貸渡に係る経費のうち、損害保険料、燃料費、カーナビゲーション等各種オプションその他オプション料金及び消費税等を除いたもの。
 - イ レンタルバスを隠岐汽船で航送する場合においては、フェリー自動車航送運賃のうち消費税等を除いたもの。
- (7) 「市民」とは、市内に住所を有する個人又は団体をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金
補助金交付の目的	外出自粛の影響により止まっていた市民の移動を促進し、県内の旅行や視察などの需要を喚起するため、民間貸切バス事業者及びレンタルバス利用者に対して貸切バス利用運賃又はレンタルバス利用料金の一部を補助することで、もって、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済の回復を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	「貸切バス等による県民の県内移動支援事業補助金交付要綱」（令和2年6月25日島根県制定）の対象事業のうち、松江市を出発地とし、県内の松江市以外の市町村を目的地とする移動（令和2年7月1日以降に出発し、令和4年3月31日までに帰着するものに限る。）を行う市民を運送する事業
補助金の交付の率又は金額	貸切バス 貸切バス利用運賃の6分の1の額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、契約1件当たり5万円を上限とする。 レンタルバス レンタルバス利用料金の6分の1の額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、契約1件当たり5万円を上限とする。 ただし、前条第6号アの経費については、1日1台当たり1万円を上限とする。

補助事業者の範囲	貸切バス利用運賃又はレンタルバス利用料金の3分の2の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、20万円を上限とする。）を減額して市民を貸切バスで運送する民間貸切バス事業者等及びレンタルバス利用者
----------	--

（実施計画書の提出）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金実施計画書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 島根県に提出した「実施計画書」の写し
- (2) 運送引受書の写し（貸切バスを利用する場合に限る。）
- (3) レンタルバスの予約内容がわかる書類（レンタルバスを利用する場合に限る。）
- (4) 自動車航送申込書の写し（隠岐汽船を利用する場合に限る。）
- (5) 振込先口座の確認ができる書類（過去に実施計画書を提出している者は、添付を省略することができる。）

2 前項の実施計画書の提出期限は、原則として出発日の3日前（土曜日、日祝日又は祝日を含まない。）までとする。

（内示）

第5条 市長は、前条の実施計画書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を内示決定し、その旨を貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金内示通知書（様式第2号）により補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、適正な交付を行うため必要と認める場合は、前項の内示決定に条件を付することができるものとする。

（補助対象事業の変更等）

第6条 補助申請者は、前条の規定による内示決定があった補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行うときは、補助対象事業を実施する前に貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等変更実施計画書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る運行主体の変更
- (2) 補助金の内示通知額に対する変更
- (3) 補助対象事業の中止又は廃止
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

2 前項の変更実施計画書の提出があった場合は、前条の規定により、市長は内示変更決定し、その旨を貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等内示変更通知書（様式第4号）により補助申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定に関わらず、やむを得ない事情があると市長が認める場合に限り、事後に松江市民の県内移動支援事業補助金等変更実施計画書を提出することができる。

（交付の申請及び実績報告）

第7条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書及び規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等交付申請兼実績報告書（様式第5号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 島根県が交付した補助対象事業の「内示通知書」の写し
- (2) 領収書の写し（内訳がわかるもの）
- (3) レンタカー貸渡証の写し

2 複数の契約に係る補助対象事業を一括で申請する場合は、前項の規定にかかわらず、補助金等交付申請兼実績報告書（様式第6号）によるものとする。

（交付の決定及び額の確定の通知）

第8条 規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書及び規則第13条に規定する補助金等確定通知書は、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等交付決定及び確定通知書（様式第7号）によるものとする。

（着手届及び完了届）

第9条 規則第11条による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第14条第2項に規定する補助金等交付請求書は、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等交付請求書(様式第8号)によるものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理した日から30日以内に補助金を補助事業者に交付するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この告示は、令和2年6月25日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和2年松江市告示488号)

(施行日等)

1 この告示は、令和2年8月20日から施行し、令和2年8月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されている改正前の貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱の様式により使用されている書類は、改正後の貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱によるものとみなす。

附 則(令和2年松江市告示第507号)

この告示は、令和2年9月3日から施行する。

附 則(令和2年松江市告示第563号)

この告示は、令和2年10月19日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則(令和2年松江市告示第583号)

この告示は、令和2年11月6日から施行する。

附 則(令和2年松江市告示第627号)

この告示は、令和2年12月15日から施行する。

附 則(令和3年松江市告示第139号)

(施行日等)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行し、この告示による改正後の第4条から第6条までの規定は、令和3年3月22日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第7条の規定は、令和3年4月1日以後に帰着する移動に係る申請について適用し、令和3年3月31日までに帰着する移動については、なお従前の例による。

附 則(令和3年松江市告示第538号)

この告示は、令和3年10月6日から施行する。

附 則(令和3年松江市告示第593号)

この告示は、令和3年12月22日から施行する。

（あて先）松江市長

住 所
 事業者名
 (ふりがな)
 代表者名
 担当者名
 電話番号



貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金実施計画書

このことについて、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。なお、補助事業等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させないこと及び新型コロナウイルス感染予防対策に取り組むこと、白バス行為禁止の周知を図ることを誓約します。

記

利用者名	(団体の場合、団体名と代表者名を記載)		
利用代表者住所	(利用代表者が市民であること)		
利用目的	(宗教活動・政治活動を目的とするものでないこと)		
出発日	年 月 日		
帰着日	年 月 日		
出発地			
主な目的地	(目的地に県外が含まれていないこと)		
補助金申請額	利用運賃・利用料金 (税抜)	貸切バス利用運賃 レンタルバス利用料金 うち航送料金	円 円 円
	補助率	1 / 6	
	申請額	円	
振込先	金融機関	銀行・信用金庫 農協	本店・支店 所
	名義人ふりがな		
	名義人氏名		
	口座番号	普通・当座	

- 添付書類 ① 島根県に提出した「実施計画書」の写し
 ② (貸切バス) 運送引受書(案)の写し
 ③ (レンタルバス) レンタルバスの予約内容がわかる書類
 ④ 自動車航送申込書の写し(該当の場合)
 ⑤ 振込先口座の確認ができる書類(預金通帳表紙裏側のコピー)

様式第2号（第5条関係）

第 号

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金内示通知書

様

年 月 日付けで実施計画書の提出があった貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金については、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり内示します。

年 月 日

松江市長



記

1. この補助金の内示対象となる事業費及び補助金の額は、次のとおりです。

補助対象事業費 円
補助金の額 円

補助対象事業

利用者名	
出発日	年 月 日
帰着日	年 月 日
主な目的地	

（あて先）松江市長

住 所
事業者名
代表者名
担当者名
電話番号



貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等変更実施計画書

年 月 日付け 第 号で内示通知のあったこの事業について、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり実施計画を変更したいので承認されたく申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

様式第4号（第6条関係）

第 号

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等内示変更通知書

様

年 月 日付けで変更実施計画書の提出があった貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金については、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり内示します。

年 月 日

松江市長



記

1. この補助金の内示対象となる事業費及び補助金の額は、次のとおりです。

変更前の補助金の額 円
変更後の補助金の額 円

補助対象事業

利用者名	
出発日	年 月 日
帰着日	年 月 日
主な目的地	

（あて先）松江市長

住 所
 事業者名
 代表者名
 担当者名
 電話番号



貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等交付申請兼実績報告書

年 月 日付け 第 号で内示通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付を申請するとともに、その実績を報告します。

記

利用者名	(団体の場合、団体名と代表者名を記載)		
利用代表者住所	(利用代表者が市民であること)		
利用目的	(宗教活動・政治活動を目的とするものでないこと)		
出発日	年 月 日		
帰着日	年 月 日		
出発地			
主な目的地	(目的地に県外が含まれていないこと)		
補助金申請額	利用運賃・利用料金 金 (税抜)	貸切バス利用運賃 レンタルバス利用料金 うち航送料金	円 円 円
	補助率	1 / 6	
	申請額	円	
振込先	金融機関	銀行・信用金庫 農協	本店・支店 所
	名義人ふりがな		
	名義人氏名		
	口座番号	普通・当座	

- 添付書類 ① 島根県が交付した補助対象事業の「内示通知書」の写し
 ② 領収したことがわかるものの写し及び内訳がわかるもの
 ③ レンタカー貸渡証の写し

（あて先）松江市長

住 所
事業者名
代表者名
担当者名
電話番号



貸切バス等による県民の県内移動支援事業補助金等交付申請兼実績報告書

松江市から内示通知のあった標記事業について、別紙一覧表のとおり事業を実施したので、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、補助金の交付を申請するとともに、その実績を報告します。

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等交付申請兼実績報告一覧表

内示日付	内示番号	利用者名	利用代表者住所	利用目的	出発日	帰着日	出発地	主な目的地	利用運賃・利用料金(税抜)	補助率	申請額
										1 / 6	
										1 / 6	
										1 / 6	
										1 / 6	
										1 / 6	
										1 / 6	
										1 / 6	
										1 / 6	
										1 / 6	
										1 / 6	
										1 / 6	
										1 / 6	
										1 / 6	
										1 / 6	
										1 / 6	
										1 / 6	
										1 / 6	
										1 / 6	
										1 / 6	
										1 / 6	
申請額合計											

注) 補助金申請額に航送料金が含まれる場合、貸切バス利用運賃又はレンタルバス利用料金とは分けて、2 段書きしてください。

振込先	金融機関	銀行・信用金庫・農協	本支店名	本店・支店・所		
	名義人ふりがな		名義人氏名	口座番号	普通・当座	

- 添付書類 ① 島根県が交付した補助対象事業の「内示通知書」の写し
 ② 領収したことがわかるものの写し及び内訳がわかるもの
 ③ レンタカー貸渡証の写し

様式第7号（第8条関係）

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等交付決定及び確定通知書

指令 第 _____ 号
年 月 日

様

松江市長



年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、下記のとおり補助金等の額を決定及び確定したので貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	指令 第 _____ 号
補 助 年 度	年 度	補助金等の名称	貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金
補 助 事 業 等 の 名 称		貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金	
補 助 金 等 の 交 付 決 定 額		円	
補 助 事 業 等 の 経 費 精 算 額 (補 助 対 象 経 費)		円	
補 助 金 等 の 交 付 確 定 額		円	
補助金等の交付決定額を減額する額		円	
補助金等の交付決定額を減額して確定した理由			

様式第 8 号 (第 10 条関係)

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等交付請求書

年 月 日

(あて先)松江市長

補助事業者 住 所
氏名又は団体名
及び代表者氏名



貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
補 助 年 度	令 和 年 度	補助金等の名称	貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金
補 助 事 業 等 の 名 称	貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金		
補助金等の 交 付 決 定 額 交 付 確 定 額			円 円
補 助 金 等 の 受 領 額	年 月 日受領	円
	年 月 日受領	円
	年 月 日受領	円
	計	円
補助金等の今回交付請求額			円
補助金等の未受領額			円
添 付 書 類	1 交付決定及び確定通知書 (様式第 7 号) の写し		